

平成28年度第13回役員会 議事要旨

日時 平成29年3月13日（月） 16時40分～18時45分
場所 学長室
出席者 和田学長，江頭理事，鈴木理事，海老名理事
欠席者
陪席者 近藤副学長，関事務局長，石橋監事，小嶋監事

議事に先立ち，和田学長から，前回（2月20日）開催の平成28年度第12回役員会の議事要旨の確認が行われた。

議 案

1. 小樽商科大学学則の一部改正（案）について

和田学長から，審議資料1に基づき，小樽商科大学学則の一部改正（案）について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，4月1日付けで施行する旨発言があった。

2. 平成29年度国立大学法人小樽商科大学年度計画（案）について

和田学長から，審議資料2に基づき，平成29年度国立大学法人小樽商科大学年度計画（案）について諮られ，資料8ページの【29-2】について一部修正することが確認された。

その後，審議が行われ，審議の結果，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，3月末までに文部科学省に提出する旨発言があった。

（修正内容）

【修正前】 【29-2】 . . . ， 女性教員比率の維持及び女性管理職割合を . . .

【修正後】 【29-2】 . . . ， 女性教員比率の維持， 女性管理職割合を . . .

3. 平成29年度小樽商科大学収入・支出予算書（案）について

和田学長から，審議資料3に基づき，平成29年度小樽商科大学収入・支出予算書（案）について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，平成29年度予算として確定し，3月21日開催の学部・大学院合同教授会に報告する旨発言があった。

4. 国立大学法人小樽商科大学特命教授及び特命准教授名称使用規程（案）について

和田学長から、審議資料4に基づき、国立大学法人小樽商科大学特命教授及び特命准教授名称使用規程（案）について諮られ、原案どおり議決された。

議決後、和田学長から、本日付けで制定する旨発言があった。

5. 国立大学法人小樽商科大学職員旅費規程等の一部改正（案）について

和田学長から、審議資料5に基づき、国立大学法人小樽商科大学職員旅費規程等の一部改正（案）について諮られ、原案どおり議決された。

議決後、和田学長から、平成29年4月1日付けで施行する旨発言があった。

協 議 事 項

【追加】 1. 経営協議会委員の選出について

和田学長から、3月31日を持って任期が満了する経営協議会学外委員の後任の選出について諮られ、原案どおり、引き続き佐藤一彦委員に就任いただくことが承認された。

承認後、和田学長から、3月21日開催の教育研究評議会で学内意見を聴き、3月22日開催の役員会に附議する旨発言があった。

2. 小樽商科大学アドミッション・ポリシーの改定（案）について

和田学長から、協議資料2に基づき、小樽商科大学アドミッション・ポリシーの改定（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、3月21日開催の学部教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月22日開催の役員会に附議する旨発言があった。

3. 国立大学法人小樽商科大学教員業績評価実施規程の全部改正（案）について

和田学長から、協議資料3に基づき、国立大学法人小樽商科大学教員業績評価実施規程の全部改正（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、3月21日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、来年度5月29日開催予定の経営協議会及び役員会に附議し、同日付けで制定、施行する予定とする旨発言があった。

4. 国立大学法人小樽商科大学名誉教授に関する規程の一部改正（案）について
5. 国立大学法人小樽商科大学特任教員規程の一部改正（案）について
6. 国立大学法人小樽商科大学特認教授称号付与規程の一部改正（案）について
7. 国立大学法人小樽商科大学特認名誉教授の称号付与に関する規程の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料4～7に基づき、国立大学法人小樽商科大学名誉教授に関する規程の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学特任教員規程の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学特認教授称号付与規程の一部改正（案）及び国立大学法人小樽商科大学特認名誉教授の称号付与に関する規程の一部改正（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、3月21日開催の教育研究評議会の議を経て、3月22日開催の役員会に附議する旨発言があった。

8. 国立大学法人小樽商科大学経営監査室規程の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料8に基づき、国立大学法人小樽商科大学経営監査室規程の一部改正（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、3月21日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月22日開催の役員会に附議する旨発言があった。

9. 国立大学法人小樽商科大学公益通報者保護規程の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料9に基づき、国立大学法人小樽商科大学公益通報者保護規程の一部改正（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、3月21日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月22日開催の役員会に附議する旨発言があった。

- 10. 国立大学法人小樽商科大学寄附金事務取扱規則の一部改正（案）について
- 11. 国立大学法人小樽商科大学教育振興基金規程の一部改正（案）について
- 12. 国立大学法人小樽商科大学修学支援基金規程の一部改正（案）について
- 13. 国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程の一部改正（案）について
- 14. 国立大学法人小樽商科大学冠事業取扱要項の制定（案）について

和田学長から、協議資料10～14に基づき、国立大学法人小樽商科大学寄附金事務取扱規則の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学教育振興基金規程の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学修学支援基金規程の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程の一部改正（案）及び国立大学法人小樽商科大学冠事業取扱要項の制定（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、3月21日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月22日開催の役員会に附議する旨発言があった。

15. 小樽商科大学副専攻プログラムの骨子（案）について

和田学長から、協議資料15に基づき、小樽商科大学副専攻プログラムの骨子（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、3月21日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月22日開催の役員会に附議する旨発言があった。

また、平成30年度からの副専攻プログラムの実施に向けて、平成29年度には、学則の改正等の事務手続や学生への周知を行う旨併せて発言があった。

報 告 事 項

1. 平成29年度国立大学法人総合損害保険の加入について

和田学長から、報告資料1に基づき、平成29年度国立大学法人総合損害保険の加入について報告があった。

【追加】2. 平成29年度役員会の開催日程について

和田学長から、報告資料2に基づき、平成29年度役員会の開催日程について報告があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、3月22日（水）13時10分から開催予定である旨発言があった。

以 上